

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告示	ページ
○大規模小売店舗に関する新設の届出（経営支援課）	1
○保安林の指定予定に係る通知の揭示（2件）（治山林道課）	1
○漁船損害等補償法による同意を求めるとの事前届出（2件）（漁業管理課）	2
○道路の区域変更（道路課）	2
○道路の供用開始（〃）	2
公 告	
○土地改良区の役員の退任（農業基盤課）	2
○土地改良区の清算人の退職（〃）	2

## 告 示

### 高知県告示第497号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成22年8月17日

高知県知事 尾崎 正直

#### 1 届出の概要

- 届出者の名称  
株式会社マルナカ 代表取締役 中山 芳彦
- 届出者の住所  
香川県高松市円座町1001番地
- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルナカ須崎店  
須崎市神田字下切2496-1 ほか
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

小売業者名	代表者名	住所

株式会社マルナカ	代表取締役 中山 芳彦	香川県高松市円座町1001番地
----------	----------------	-----------------

- 大規模小売店舗の新設をする日  
平成23年3月28日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
8,002平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - 駐車場の収容台数  
541台
  - 駐輪場の収容台数  
229台
  - 荷さばき施設の面積  
131.75平方メートル
  - 廃棄物等の保管施設の容量  
73.5立方メートル
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時  
閉店時刻 午前零時
  - 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時40分から午前零時20分まで
  - 駐車場の自動車の出入口の数  
3箇所
  - 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 届出年月日  
平成22年7月27日
- 届出書及び添付書類の縦覧場所  
高知県商工労働部経営支援課  
須崎市企画課
- 意見書に記載すべき事項
  - 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
  - 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 意見の内容

### 高知県告示第498号

平成22年7月高知県告示第466号で告示した指定予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林に指定する予定の通知の内容をいの町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成22年8月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 所在不明の森林所有者
  - 登記簿記載の住所  
吾川郡上八川村西川  
イ 氏名  
川村 安次郎
  - 登記簿記載の住所  
吾川郡上八川村西川  
イ 氏名  
川村 萬次郎
  - 登記簿記載の住所  
吾川郡上八川村西川  
イ 氏名  
川村 源太郎
  - 登記簿記載の住所  
吾川郡清水村  
イ 氏名  
赤堀 富次
  - 登記簿記載の住所  
吾川郡清水村  
イ 氏名  
筒井 信恵之助
- 保安林に指定する予定の通知の要旨
  - 保安林予定森林の所在場所  
吾川郡いの町上八川下分字西浦ノ南6212、6223、11825、11826、字西浦ノ下タ11827、小川東津賀才字西ノ谷1399、字西ノ谷ノ中1402、字西ノ谷ノ上1403から1405まで、2535
  - 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 指定施業要件  
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

### 高知県告示第499号

平成22年7月高知県告示第470号で告示した指定予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林に指定する予定の通知の内容を構原町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成22年8月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 所在不明の森林所有者
  - 登記簿記載の住所  
高岡郡構原村構原216番屋敷  
イ 氏名

久光 浅吾  
 (2)ア 登記簿記載の住所  
 高岡郡樺原村榑原乙499番地  
 イ 氏名  
 久光 亀喜  
 (3)ア 登記簿記載の住所  
 高岡郡樺原村榑原乙950番地  
 イ 氏名  
 中越 景近  
 (4)ア 登記簿記載の住所  
 高岡郡樺原村榑原甲945番ノ1  
 イ 氏名  
 保証責任榑原村信用販売購買利用組合

2 保安林に指定する予定の通知の要旨  
 (1) 保安林予定森林の所在場所  
 高岡郡樺原町仲洞4511の4、4525の1、4525の2、4527、4673、4687、4688、4691、5152の2、太郎川3774の5、3815の1、3815の2  
 (2) 指定の目的  
 水源のかん養  
 (3) 指定施業要件  
 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

**高知県告示第500号**  
 漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。  
 平成22年8月17日  
 高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項  
 (1) 発起人の住所及び氏名  
 安芸市 児 玉 義 彦  
 " 古 井 昭 博  
 " 山 崎 武 則  
 (2) 加入区の名称  
 安芸加入区  
 (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
 安芸漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧  
 (1) 縦覧期間  
 平成22年8月17日から同月31日まで  
 (2) 縦覧場所

安芸漁業協同組合事務所  
**高知県告示第501号**  
 漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。  
 平成22年8月17日  
 高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項  
 (1) 発起人の住所及び氏名  
 土佐清水市 松 本 秀 夫  
 " 橋 本 和 明  
 " 吉 本 秀 一  
 (2) 加入区の名称  
 三崎加入区  
 (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
 高知県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧  
 (1) 縦覧期間  
 平成22年8月17日から同月31日まで  
 (2) 縦覧場所  
 高知県漁業協同組合下川口支所事務所

**高知県告示第502号**  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
 その関係図面は、平成22年8月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成22年8月17日  
 高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道  
 2 路線名 窪川船戸  
 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町市生原字城ヶ森9番1から	前	5.9 17.0	300
	後	18.0 90.9	

**高知県告示第503号**  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
 その関係図面は、平成22年8月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成22年8月17日  
 高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道  
 2 路線名 新居中島  
 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
土佐市用石字石場2245番から 土佐市用石字下ノ谷1058番 1地先まで	112	平成22年8月17日

-----  
 公 告  
 -----

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、須崎市大谷土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。  
 平成22年8月17日  
 高知県知事 尾崎 正直

役名 氏 名 住 所  
 監事 深瀬 浸 須崎市大谷119  
 " 森光 朝夫 " " 689

~~~~~

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、須崎市大谷土地改良区から次のとおり退職した清算人の届出があった。  
 平成22年8月17日  
 高知県知事 尾崎 正直

氏 名 住 所  
 井上 政一 須崎市大谷335  
 西村 秋義 " " 316  
 竹内 正一 " " 505-2  
 森光 義孝 " " 707  
 西村 光博 " " 357  
 森光 保 " " 713

|       |   |   |       |
|-------|---|---|-------|
| 西村 俊雄 | 〃 | 〃 | 972-4 |
| 竹内 一俊 | 〃 | 〃 | 993   |